

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和5年度第2回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年8月21日（月） 18時30分～19時50分
開 催 場 所	武蔵村山市民総合センター 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：矢野委員、横山委員、後藤委員、井上委員、奥下委員、 中島委員、内野委員、藤盛委員、宮本委員、 高齢・障害担当部長、高齢福祉課長、介護認定給付係長、 地域包括ケア係長、高齢者支援係長、管理係長、管理係主任 欠席者：柳沢委員、佐藤委員 傍聴者：なし
議 題	報告事項1 令和5年度第1回武蔵村山市介護保険運営協議会の会議録について 報告事項2 基本指針（案）について 報告事項3 第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画の進捗状況について 協議事項1 第六次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画の骨子案について 協議事項2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	・骨子案について、事務局案で承認を得た。 ・次回開催日は令和5年9月28日（木）とする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	開会 高齢・障害福祉部長挨拶  【報告事項1 令和5年度第1回武蔵村山市介護保険運営協議会の会議録について】 会 長： 報告事項1「令和5年度第1回武蔵村山市介護保険運営協議会の会議録について」事務局から説明をお願いします。 事務局：（報告事項1について説明）  【報告事項2 基本指針（案）について】 会 長： 報告事項2「基本指針（案）について」事務局から説明をお願いします。 事務局：（報告事項2について説明） 修正等あれば、28日（月）まで事務局まで連絡をお願いします。  【報告事項3 第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画の進捗状況について】 会 長： 報告事項3「第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局：（報告事項3について説明）  
委員： 7ページの「介護予防通信」事業が「中止」となっているが、中止となった理由を教えてください。  
事務局： 「中止」の理由を確認し、報告する。  
委員： 「中止」の理由とあわせて、今後どうするか検討してほしい。  
委員： 10ページの居宅サービスに「訪問介護事業所」があるが、現在9箇所、今後1か所なくなるはずである。稼働しているホームヘルパーがどれくらいいるのか教えてください。  
事務局： ホームヘルパーの人数は、各事業所に問合せが必要である。事業所があっても、所属しているヘルパーが何人いるのかが重要ということも、認識している。表記方法については、事業所とヘルパーの人数を併記する方が分かりやすいので、今後、表記方法を検討する。  
会長： 「中止」の理由およびホームヘルパーの人数について、何らかの形で報告をお願いする。

【協議事項1 第六次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画の進捗状況について】

会長： 協議事項1「第六次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いする。

事務局：（協議事項1について説明）

委員： 7ページの人口減少の要因について。12ページの日常生活圏域別の人口の推移をみると、西部エリア・北部エリア・南部エリアを合わせると750人くらい増え、緑が丘エリアが1,600人くらい減っている。緑が丘エリアの人口減少には、原因があるのか。緑が丘エリアの減少が、市の総人口の減少に影響していると思われるが、村山としてみた場合には、人口が増えているとも考えられる。団地は人口の動きが特殊であるため、緑が丘とその他のエリアを分けて考える方法がよい。

会長： 緑が丘の団地は都営団地である。人の流れは、税収その他にも影響があると思われ、今後の医療・介護を考える上ではご指摘のとおりである。

事務局： 具体的な人口流動の要因として、都営住宅の建て替えが大きく関連しているかは不明である。地域別の特性を考慮しながら計画を進める予定であるが、施策自体を分けて考えるかについては検討が必要であると考えている。

委員： 資料2は厚生労働省の方の基本指針（案）の内容となるが、内容が確定するのはいつか。

事務局： 現時点では、まだ案である。基本指針自体が変わることによる変更はあるが、現在の骨子案からは大きくは変わらないと想定している。

委員： 基本指針（案）の内容は、全て案に含まれているのか。

事務局： 案の内容は、すべては入っていない。基本的な考え方については入っているが、具体的な内容については、今後施策等を検討する際に取り入れることになる。

委員： 骨子案の4ページの下段に、改正内容として地域包括支援センターの体制整備と記載がある。相談機能の一部を委託できるとあるが、どのくらい委託できるのか教えてください。

事務局： 現在の基本指針では「一部」というのみであり、どこまでできるかは決まっていない。制度改正が行われる前には、委員に説明

ができると思う。

委員： 現在記載のある文言は、現時点で分かっている範囲を記載しているから、実際の制度改正内容が決まった際には、記載内容も変わるのか。

事務局： そのとおりである。今後も適宜内容が変わることがある。

会長： ケアプランの委託について、現場でも話題となっているか。

委員： ケアマネジャーの不足は直近の問題である。介護認定を受けてサービスを受けるにはケアマネジャーが必須であるが、包括にケアマネジャーを見つけてくださいとお願いしても、なかなか見つからない。そのため、近隣市町村にお願いすることがある。

会長： 予防となると、見つけるのが難しいのか。

委員： 要介護のケアプランを作成するのと予防のケアプランを作成するのでは、作成料が大きく異なるため、予防のケアプランの作成を受けてもらえるのが疑問である。

会長： その他、確認をしておくことはあるか。

事務局： 具体的な施策を示さないと、委員の皆様にも武蔵村山市が何をやるのか分からないと考える。次回協議会には、第5章に記載予定の施策の一つ一つについて、施策の有効性等の意見を頂ければと思う。

会長： 事務局案を計画の骨子案として、修正なく認めるか。

委員： 異議なし

会長： 委員から何か意見があればお願いします。

委員： 調査報告書の138ページ、「集いの場」の3行目に「子どもから大人まで理容師」とあるが、「利用し」ではないか。

事務局： 御指摘のとおり修正する。

委員： 調査報告書の69ページに高齢者福祉サービスの一覧がある。初めて知ったものがいくつかあったが、すべて武蔵村山市で行っている福祉サービスなのか。下から2番目の「徘徊高齢者等家族支援サービス」や、一番下の「老人性白内障用特殊眼鏡等購入費助成」など、不明なものがいくつかある。

事務局： 「徘徊高齢者等家族支援サービス」については、一定の要件を満たした方が対象であるが、認知症で徘徊する高齢者にGPSを持たせ、どこかに出かけてしまった場合に位置を問合せて本人を保護するサービスである。

「老人性白内障用特殊眼鏡等購入費助成」については、一定の要件を満たした方が対象であるが、眼鏡等の購入費の一部を助成するサービスであるが、過年度で該当が0件であるため、内部でも変更等を含めて検討しているところである。

69ページに掲載されている高齢者福祉サービスは、市報や冊子「みんなのあんしん介護保険と高齢者福祉サービス（わかりやすい利用の手引き）」にも掲載している。また、市報に載っていても、読み飛ばしてしまうことがあると思われるので、周知方法についても、検討する。

委員： 市報にこのような冊子を配布していることを載せることはできるか。

事務局： 御意見を踏まえて、事業の効果的な周知を検討する。

#### 【その他】

会長： 「その他」について、事務局、何かありますか。

	事務局：（次回の開催予定について説明）  終 了
--	--------------------------------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： <u> 0 </u> 人
-----------------	--	-------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
------------------	--

庶務担当課	健康福祉部高齢福祉課（内線：632）
-------	--------------------

（日本産業規格A列4番）